

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、その
翌日)

目 次

◇条 例

平成元年四月分から同年七月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例(職員厚生課)
鳥取県ジゲおこし推進基金条例(地方課)
鳥取県地域環境保全基金条例(環境保全課)
恩給の年額の平成元年改定に関する条例の一部を改正する条例(職員厚生課)

公布された条例のあらまし

◇平成元年四月分から同年七月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例

- 一 平成元年八月分から実施した遺族年金に係る寡婦加算及び遺族加算の年額の引上げ措置を同年四月分から同年七月分までの遺族年金についても実施することとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県ジゲおこし推進基金条例

- 一 設置(第一条関係)
市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資するため、鳥取県ジゲおこし推進基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
- 二 積立て(第二条関係)
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。
- 三 管理(第三条関係)
基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。
- 四 運用益金の処理(第四条関係)
基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に積み立てるものとするものとした。
- 五 繰替運用(第五条関係)
知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとした。
- 六 委任(第六条関係)
この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項

は、知事が定めることとした。

七 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県地域環境保全基金条例

一 設置（第一条関係）

地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図るため、鳥取県地域環境保全基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 積立て（第二条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

三 管理（第三条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

四 運用益金の処理（第四条関係）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に積み立てるものとする事とした。

五 繰替運用（第五条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの

方法等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

六 委任（第六条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

七 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇恩給の年額の平成元年改定に関する条例の一部を改正する条例

一 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金について、平成元年四月分以降、その年額を引き上げる事とした。

二 この条例は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用することとした。

条 例

平成元年四月分から同年七月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例に関する条例をここに公布する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

平成元年四月分から同年七月分までの遺族年金に係る加算の年額の
特例に関する条例

(平成元年四月分から同年七月分までの遺族年金に係る加算の年額の特例)
第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。)に規定する遺族年金(以下「遺族年金」という。)で平成元年四月から同年七月までの期間の全部又は一部の期間に係る年額に鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号。以下「条例第三十七号」という。)附則第五項又は第六項の規定による年額の加算をされたものを受けた者(その者がこの条例の施行前に死亡したときは、条例の規定により当該遺族年金を受けることができる遺族、遺族がないときは当該死亡した者の相続人)に対し、当該期間の分として支給した遺族年金の額と、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例(平成元年七月鳥取県条例第二十号)第一条の規定による改正後の条例第三十七号附則第五項又は第六項の規定を同年四月一日から適用するとしたならば当該期間の分として給すべきこととなる遺族年金の額との差額に相当する金額を給するものとする。
2 前項に規定する差額に相当する金額は、条例第三十七号附則第五項又は第六項の規定による加算額とみなす。

(権利の裁定)

第二条 前条に規定する差額に相当する金額を受ける権利の裁定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県ジゲおこし推進基金条例をここに公布する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県ジゲおこし推進基金条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資するため、鳥取県ジゲおこし推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有

利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県地域環境保全基金条例をここに公布する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県地域環境保全基金条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図るため、鳥取県地域環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恩給の年額の平成元年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

恩給の年額の平成元年改定に関する条例の一部を改正する条例

恩給の年額の平成元年改定に関する条例（平成元年七月鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定）

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、平成元年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となった在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 六十二万四千七百二十円

二 当該通算退職年金の年額の計算の基礎となっている給料月額に一・

〇五を乗じて得た額の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た

額

2 年金条例第十八条ノ三第四項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により算定した額の合算額をもって前項に定める通算退職年金の年額とする。
3 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、平成元年四月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用する。